

化学物質取扱に関する船員労働安全衛生と女性船員の就業制限についての検討会 議論のとりまとめ

令和8年6月25日

1. 背景

- 化学物質関係の労働安全衛生については、化学物質の譲渡・提供者には危険・有害性情報の表示及び通知が義務づけられていたところであるが、令和4年2月に公布された労働安全衛生法施行令の改正、令和7年5月に成立した労働安全衛生法等の一部改正により、危険・有害性の表示・通知及びリスクアセスメントの対象物質の大幅な拡大が示され、事業者にはリスクアセスメントの実施及びリスクが高いと判断された所をはじめとする適切なリスク対策が義務づけられた。船舶所有者及び船員については、当該規制の適用を受けないものの、化学物質を取扱う者、積載して運搬する者として、化学物質の多様化や国際的な潮流に従って改正がなされたこれらの規制について、船員法の枠組みにおいても整理が必要とされていた。
- また、船員労働安全衛生規則によって化学物質を取扱う業務について、陸上の労働者と比べて広く女性の就業制限をかけていたため、女性が船員として働くことを阻害しているとの声があり、上記の化学物質関連の規制の検討と併せて必要な見直しを検討することが求められていた。

2. 検討の経過

本検討会においては、現行の規制の確認を行った上で、アンケート調査を実施し化学物質を取り扱う業務と安全対策について実態の把握を行った。

(1) 現行の規制の確認

- 船上における化学物質の取扱い等に関する一般的な労働安全衛生については、船員法及び船員労働安全衛生規則において規定されている。なお、液体化学薬品等危険物を輸送するために使用される船舶についての安全対策は、国際条約や危険物船舶運送及び貯蔵規則等が整備されているところであるが、本検討会は、船員の乗船する全ての船舶を対象とした一般的な化学物質の取扱いを検討の対象としている。
- 化学物質に関する労働安全衛生対策として、船員労働安全衛生規則には下記の特徴がある。
 - ・ 安全担当者の業務として「有害な状態が発生した場合又は発生するおそれのある場合の適当な応急措置又は防止措置に関すること」を置いている（第5条）
 - ・ 有害気体等が発生するおそれがある場所での作業については、作業を開始する前及び作業中に検知を行い、換気等必要な措置を講ずることとしている（第50条）
 - ・ 有機溶剤を用いる塗装業務について、労働安全衛生法の作業主任者研修のような安全衛生教育の義務は置かれていない。
 - ・ 衛生上有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者について、年1度の健康検査に加えて6月に1度の健康検査を義務づけている（第32条）が、有機溶剤や特定化学物質を常時

取扱う者については、年1度の健康検査に加えた健康検査を義務づけてはいない。

- 化学物質を取扱う業務に関する女性の就業制限については下記の特徴がある。
 - ・ 就業制限の対象業務としては「人体に有害な気体を検知する作業」、「腐食性物質、毒物又は有害性物質を収容した船倉又はタンク内の清掃作業」、「有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装はく離の作業」の3つの作業を置いている。
 - ・ 有害な気体については、安全データシートに暴露限界値が記載されている気体全てを対象としている。
 - ・ 屋外の作業と屋内の作業で制限の差を設けていない。

(2) アンケート調査

- 令和8年1月にアンケート調査を行い、125の船舶所有者より回答を得た（外航：6、内航：86、漁業：13、その他：20、各船舶所有者において典型的な船舶を1つ想定しての回答）。
- アンケート結果について、概要は以下のとおり。
 - ・ 検知器、保護具について、110のうち72の船舶で表示ラベルや安全データシートを基にして用意がなされていたものの、38の船舶では表示ラベルや安全データシートが参照されていなかった。
 - ・ 検知を行う際に保護具（マスク）の着用を行っていない船が多かった（76のうち43の船舶）。
 - ・ 有害気体発生場所における検知の方法として酸素濃度、有害気体の両方の濃度測定を行っている船舶は76のうち31であった。
 - ・ 化学物質を扱うにあたって表示ラベルの確認を行っている船舶は125のうち78であった。
 - ・ 船員が塗装を行っている船舶は125のうち118であった。
 - ・ 船内で塗装の頻度が最も高い者を想定すると、月に1～9日程度、一日あたりの作業時間が1～5時間程度である者が多くなっていた。
 - ・ 塗装作業中に着用している保護具として、防毒マスクを用いている船舶よりも、防じんマスクを用いている船舶が多くなっていた。
 - ・ 屋内での塗装がある船舶は118のうち71であったが、そのうち58は1度行えば同一の場所では数年間は行わない臨時的な塗装であった。
 - ・ 塗装作業を管理する立場の者について、塗装業務についての研修を受けている者は受けていない者よりも少なかった。
 - ・ 屋内塗装に際して、有害気体濃度の測定を行っている船舶は71のうち5に止まっていた。

3. 今後の方向性

(1) 有害気体の検知、リスクアセスメントに関すること

① リスクアセスメントについて

- 労働安全衛生法におけるリスクアセスメントの規制の整備を踏まえて、船舶所有者が表示ラベル・SDS交付の対象物による危険性・有害性について調査することとすべきではないか。また、その結果に基づいて、危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるように

努めるべきではないか。

- ラベル表示や SDS を参照しリスクアセスメントを行うことについて、各船舶における負担を軽減するために、国が簡易なマニュアル等を用意すべきではないか。マニュアルを作成するには以下の点に留意すべきではないか。
 - ・ 有害気体の発生場所の把握方法、用いる検知器具、参照する濃度基準値、身につけるべき保護具など、必要な情報を濃淡を付けて示すことで、運用を円滑に行えるように努めること。
 - ・ 過度に複雑なものにせずに、幅広く受け入れられるように工夫をすること。

② 検知・検知器具・保護具について

- 現行の船員労働安全衛生規則において、有害気体などが発生するおそれのある場所での作業について作業を開始する前及び作業中少なくとも 30 分に 1 度検知を行うこととされているが、この取扱いを改めて周知徹底することが重要ではないか。その際には、1 つの方法として、酸素又は有機溶剤用のセンサーの活用などを紹介し、促していくべきではないか。
- 化学物質 (SDS 交付物) を業務上取り扱う者がいる船舶においては、酸素量の検知と同時に、当該有害物質の検知を行うことについても明確化すべきではないか。また、それが可能となるように取り扱う化学物質に対応した検知器具を備えることが必要である旨を周知徹底することが重要ではないか。
- 屋外作業においても検知を行う必要があるのか等、その対象等を明確化することが重要ではないか。

(2) 塗装作業について

① 作業環境測定等について

- 屋内における有機溶剤を用いた有害業務を行う場合は、陸上では労働安全衛生法に基づき作業環境測定が必要とされているところである。船舶においては、屋内における塗装作業が想定されるところであるが、寄港するタイミングで作業環境測定¹を受けることが困難なケースが多いことが考えられる。また、屋内の塗装業務の多くは数年に 1 度程度の臨時的なものであることが考えられる。しかしながら一部、屋内における塗装業務が繰り返される船舶も考えられるところ、そのような船舶においてはその作業環境で発生し得る有害気体を特定し、作業前、作業中の検知を徹底することで対応することとすべきではないか。
- ①に記載したリスクアセスメントのマニュアルと相まって、塗装作業について化学物質の安全衛生の観点からのマニュアルを用意すべきではないか。
- アンケート調査によれば、塗装作業にあたって保護具として用いられているマスクの種類は、化学物質への保護としては適切ではない「防じんマスク」となっている。例えば、スプレー塗装を行うことでミストと溶剤蒸気が混在する環境においては、防じん機能付き防毒マスクを使用すべきであり、そのような例も含め塗装作業に用いる適切な保護具を示し、

¹ 作業環境測定：労働者が健康被害を受けるのを防ぐため、職場の空気中にある有害物質の濃度を測定・評価し、環境改善や保護具の適切な使用につなげるための法的な義務制度。国家資格である作業環境測定士が 6 月に 1 度行うこととされている。詳細は厚生労働省 HP を参照のこと。https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo17_1.html

周知を徹底すべきである。

②安全衛生教育について

- 適切な検知の実施、適切な保護具の使用等を徹底するために、塗装業務を行う船舶については、1人以上の船員が塗装に関する安全衛生教育を受けるべきではないか。国は船員の安全確保を計るため、安全衛生教育がなされる方策を検討すべきではないか。その際には、十分な教育を行うことに留意しつつ、オンライン形式での受講など船舶所有者の経済的な負担を軽減する方策を検討すべきではないか。
- 各船舶において、塗装に関する安全衛生教育を受けた者が、塗装作業における作業環境の管理を主導し、また作業を担う各船員に作業を行う上で必要な教育を施すようにすべきではないか。

③ 塗装業務関連の健康検査について

- 塗装作業を行う船員については、労働安全衛生法・有機溶剤予防規則等における特殊健康診断の対象者を参考に、一定の健康上のリスクが生じる者を対象として、通常の年に1度の健康検査に加えて、特別な健康検査を行うこととすべきではないか。その際には、現行の船員労働安全衛生規則第32条に規定される特殊な作業に従事する船員に対する健康検査においては、検査を実施する者が指定医師に限られているが、必要な検査を提供している医療機関へのアクセス等の検査の受け手の利便性も考え、特別な健康診断の詳細について検討をしていくべきではないか。

(3) 女性の就業制限

(1)、(2)のとおり化学物質に関する労働安全衛生の規制を整備した上で、化学物質に関連した女性の就業制限についても陸上の規制に倣い以下のようにしていくべきではないか。

- 女性労働基準規則に基づいて指定されている妊婦・出産・授乳機能に影響のある一定の化学物質(26物質)を対象の化学物質とすべきではないか。また、女性労働基準規則に基づく対象物質が追加・削減される際には速やかに対応できるように規定の整備をすべきではないか。
- 「有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装はく離の作業」について、屋外作業については就業制限を行わないこととすべきではないか。
- 「有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装はく離の作業」の屋内作業については、作業前・作業中に検知を行い、上記の妊婦・出産・授乳機能に影響のある一定の化学物質が労働安全衛生法下で、呼吸用保護具の義務づけがなされていない濃度水準を下回る場合については、就業制限を行わないこととすべきではないか。
- 「人体に有害な気体を検知する作業」については、有害気体の濃度を測るという作業内容を考えれば、引き続き就業制限の対象とすべきではないか。
- 「腐しよく性物質、毒物又は有害性物質を収容した船倉又はタンク内の清掃作業」について

は、妊婦・出産・授乳機能に影響があるとして規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、労働安全衛生法下では呼吸用保護具が義務づけられている状況下のみを就業制限の対象としてはどうか。

- 妊婦・出産・授乳機能に影響のある一定の化学物質や、基準値、検知機器、濃度測定の方法、妊娠中の女性²における呼吸用保護具の使用自体の影響（妊娠中は必要な酸素量が増加しており、呼吸用保護具着用で呼吸の負担は増加する）などを明らかにした周知資料をつくるべきではないか。

（４）その他

- 使用者の立場としては安全配慮義務の観点からも、健康被害が起きる前の防止の方法をしっかりとることが重要ではないか。
- 化学物質の規制について、労働安全衛生法の改正などによる影響から必要な整備はあるものの、その運用にわたって過度な規制となり業務自体が滞るようなことがないように配慮すべきではないか。
- アンモニアなどの新燃料を扱う船舶については、健康への影響等を考慮して、特殊健康検査の規定の適用について整理すべきではないか。

² 船員法第 87 条第一項但し書きに基づき、妊娠中の女性が船内作業に従事することを申し出た場合（原則として、船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない）

化学物質取扱に関する船員労働安全衛生と
女性船員の就業制限についての検討会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

(公益・学識)

【○は座長】

- 小野 真理子 独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター センター長代理
- 川路 勉 船員災害防止協会 専務理事
- 小西 康之 明治大学 法学部 教授
- 宮川 宗之 独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所 フェロー研究員
- 宮部 大輔 株式会社商船三井 産業医
- 久宗 周二 神奈川大学 工学部 教授

(使用者)

- 加藤 秀紀 一般社団法人日本船主協会 海事人材部 部長
- 内藤 陽子 邦洋海運株式会社 代表取締役
(「ジェンダーレスな視点による船員対策検討会」座長)
- 逸見 幸利 日本内航海運組合総連合会海務部担当部長
- 前田 龍弥 株式会社商船三井さんふらわあ 船舶一部 課長代理
(一般社団法人日本旅客船協会)
- 松本 冬樹 一般社団法人大日本水産会 常務理事
- (代理) 玉井博史 一般社団法人大日本水産会 事業部 海事課 課長

(労働者側)

- 遠藤 飾 全日本海員組合 政策局 総合政策部 部長
- 大山 浩邦 全日本海員組合 国際局 外航部 部長

(オブザーバー)

- 吉野 佑 水産庁 漁政部 企画課